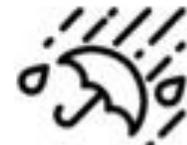




緊急時対応マニュアル

火災・自然災害編



01.火災

- (1) 火災を発見した場合、または火災報知器が反応した場合は、「初期消火係」「通報連絡係（指示）」「避難誘導係」に分かれ行動を行う。
- (2) 「初期消火係」は、消火器・バケツ、濡れ雑巾などを用いて初期消火を行う。天井まで火が届いている時は、消防をあきらめ避難を優先する。状況によって延焼を防ぐため、扉や窓を閉めて避難する。
- (3) 「通報連絡係（指示）」は、119番への通報を行う。
- (4) 「避難誘導係」は火元を考慮し、最も安全な避難経路を用いて避難を行う。一時避難場所はの火災が起こっていない箇所とし、安全が確認されている場合は、建物敷地内駐車スペースを優先する。
- (5) 「避難誘導係」は一時避難で人数の確認を行い、不在となっている利用者やスタッフがいた場合は、「通報連絡係（指示）」に報告する。
- (6) 自然災害時など広範囲な火災が予想される場合、「青梅市立霞台中学校」へ避難する。
- (7) 「通報連絡係（指示）」は、利用者の保護者等家族へ連絡を行う。
- (8) 消防到着後は、消防士の指示に従う。

02.暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報のいずれかが発令された場合

- (1) 13:00の時点で警報（または警戒レベル3に相当する注意報）が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。学校が休みの日（土曜日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇）は、8:00の時点で警報が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。
- (2) ご利用中に警報が発令された場合、安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。
- (3) 上記警報が発令されていなくても、集中豪雨、雷雨、降雪等の悪天候、積雪、路面の凍結、道路の冠水等、劣悪な路面等の状況などにより、通所や通勤が困難と判断される場合は、当日の利用を中止とする。
- (4) ご利用中に上記（1）～（3）の状況となった場合、またはそのような状況が予想される場合、危険がなくなり次第、また、危険な状況になる前に安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。
- (5) 近隣に洪水や土砂災害の避難準備の発令が出た際は、避難情報等の情報収集、保護者等家族への連絡を行う。
- (6) 施設所在地に避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令、大雨特別警報（レベル5相当）の発表があった際には、安全面を確保しながら、「青梅市立霞台中学校」へ避難を行う。

03. 地震

- (1) 地震発生時には、落下物に備え、机の下に隠れる、安全姿勢をとり、後頭部を隠すなど身の安全を優先する。
- (2) 摟れが落ちていたら、利用者の怪我の確認、指導員が出口の確保、現場の安全性の確認を行う。
二次災害を防ぐため、電気のブレーカーを落とす。（事業所内にガス設備がないため都市ガス等の対応は不要）
- (3) 避難の必要性があると判断した場合、安全面に配慮しながら、「青梅市立霞台中学校」へ避難を行う。
- (4) 施設所在地に巨大地震警戒・巨大地震注意、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された際には、安全面を確保しながら、「青梅市立霞台中学校」へ避難を行う。

備考：地震時の被害を抑えるため、普段より予防的対応を行う。

重量のあるものを頭より高い場所への配置禁止、収納扉等のロック、家具や物の転倒、落下防止策など

04. 共通項目

- (1) 各種災害に関する情報収集には、テレビ、インターネット、SNS等を用いる
- (2) 災害発生時の連絡には、電話を最優先して使用する。大規模災害等で、連絡が繋がりにくい際は、メール、HUGシステムを使用する。インターネットが使用できない場合は、災害ナビダイヤル「177」を使用する。
- (3) 緊急避難場所は一時避難場所を施設敷地内駐車スペースとする。ただし、落下物等の危険があるため建物からは十分な距離を保つこととする。施設内の安全確認、建物倒壊や二次災害の恐れがないと判断するときは、事業所内待機を優先する。
避難が必要な時は、青梅市立霞台中学校を避難場所とする。
青梅市立霞台中学校所在地：東京都青梅市師岡町4丁目6-1
- (4) 避難時には、緊急避難バッグ、携帯電話を必ず携帯する。
避難前と避難後は、その日の利用者を必ず確認し、確実に避難が行われるようにする。
- (5) 各事業所所在地は洪水、津波、土砂災害警戒地区には該当しないが、災害時は周辺や交通機関、経路の安全確認を実施する。
- (6) 避難訓練は施設ごとに年に2回以上実施する。
- (7) 各係の役割は、以下とする。通報連絡係は原則管理者とするが、不在の場合は他スタッフが行う。

	通報連絡係（指示）※1名	初期消火係 ※1名～	避難誘導係（救護係）※2名～
発災時	地震の場合は、身を守る声掛けを実施。 揺れがあさまった後、初期消火係に指示を行う。避難が必要かどうかの検討を行い、避難誘導係に報告。 火災の場合は、119へ発報。	地震の場合は、揺れが収まった後、火元の確認、火災を発見した場合は、初期消火を行う。 火元がない場合は、ブレーカーを落とし、扉を閉めるなど二次火災の予防を行う。	地震の場合は、揺れが収まった後、利用者の状況確認を行う。 〈〈救護係〉〉 負傷者がいた場合は、応急的な手当てを行う。
避難時	電話やインターネットの状況を確認し、災害の状況に関して情報収集を行う	避難誘導係（救護係）へ合流	避難前に、経路の安全確認を実施。 安全確認と人数確認完了後後、避難を行う。
避難後	家庭への連絡、必要に応じて、指定権原者等への報告を行う。	連絡係とともに、家庭への連絡を行う。	避難完了を通報連絡係に報告。 その後、利用者の安全確保を継続する。